

福岡県公報

平成29年3月24日
第3878号

目次

告示 (第203号 - 第219号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	3
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年育成課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○都市計画法の開発許可に係る区域指定	(都市計画課)	4
○都市計画法の開発許可に係る区域指定	(都市計画課)	4
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	6
公 告		
○指定居宅サービス事業者の指定	(介護保険課)	6
○指定居宅サービス事業者の廃止	(介護保険課)	7
○指定介護予防サービス事業者の指定	(介護保険課)	7

○指定介護予防サービス事業者の廃止	(介護保険課)	8
○指定居宅介護支援事業者の指定	(介護保険課)	8
○指定居宅介護支援事業者の廃止	(介護保険課)	9
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	9
○福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開		
	(漁業管理課)	9
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	9
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	9
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	9
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	10
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	10
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金の承認		
	(教育庁体育スポーツ健康課)	12
○福岡県立スポーツ科学情報センターの利用料金の承認		
	(教育庁体育スポーツ健康課)	13
○福岡県立総合プールの利用料金の承認	(教育庁体育スポーツ健康課)	16
○福岡県馬術競技場の利用料金の承認	(教育庁体育スポーツ健康課)	18
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	18
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	18
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	19
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	19

海区漁業調整委員会

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(漁業管理課)	19
--------------------	---------	----

告 示

福岡県告示第203号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
久留米朝倉	県道	甘木田主丸線	前	朝倉市中39番1先から久留米市田主丸町野田811番先まで	7.0 ～ 41.5	1,724.0	うち県道烏栖朝倉線重用延長248.0メートル
			後	朝倉市中39番1先から久留米市田主丸町野田811番先まで	7.0 ～ 41.5	1,724.0	うち県道烏栖朝倉線重用延長248.0メートル
			後	朝倉市中39番1先から久留米市田主丸町野田811番先まで	7.0 ～ 50.0	1,789.0	うち県道烏栖朝倉線重用延長205.0メートル

福岡県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
朝 倉	県道	烏 栖 朝 倉 線	前	朝倉市中39番1先から朝倉市片延286番1先まで	7.5 ～ 28.0	418.0	

			後	朝倉市中39番1先から朝倉市片延286番1先まで	7.5 ～ 28.0	418.0	
			後	朝倉市中39番1先から朝倉市片延286番1先まで	10.0 ～ 58.0	396.0	

福岡県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
久留米朝倉	県道	金川田主丸線	前	朝倉市長田1993番2先から久留米市田主丸町野田1522番4先まで	12.0 ～ 25.0	778.0	うち県道甘木田主丸線重用延長720.0メートル
			後	朝倉市長田1993番2先から久留米市田主丸町野田1522番4先まで	12.0 ～ 25.0	778.0	うち県道甘木田主丸線重用延長720.0メートル
			後	朝倉市長田1993番2先から久留米市田主丸町野田1522番4先まで	12.0 ～ 43.5	953.0	うち県道甘木田主丸線重用延長895.0メートル

福岡県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	豊田北野線	前	久留米市善道寺町木塚1260番1先から 久留米市太郎原町1805番6先まで	7.2 ～ 7.6	809.0
			前	久留米市善道寺町木塚1260番1先から 久留米市太郎原町1805番6先まで	7.2 ～ 25.6	794.0
			前	久留米市善道寺町木塚1260番1先から 久留米市太郎原町1805番6先まで	7.2 ～ 7.5	810.1
			後	久留米市善道寺町木塚1260番1先から 久留米市太郎原町1805番6先まで	7.2 ～ 7.6	809.0
			後	久留米市善道寺町木塚1260番1先から 久留米市太郎原町1805番6先まで	7.2 ～ 25.6	794.0
			後	久留米市善道寺町木塚1260番1先から 久留米市太郎原町1805番6先まで	7.2 ～ 7.5	810.1
			後	久留米市善道寺町木塚1260番1先から 久留米市太郎原町1805番6先まで	7.2 ～ 7.5	812.0

福岡県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	豊田北野線	久留米市善道寺町木塚1260番1先から 久留米市太郎原町1805番6先まで

福岡県告示第208号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 指定する形質変更時要届出区域
豊前市大字八屋2544番60及び2544番61の各一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
ほう素及びその化合物
- 規則第58条第4項第9号から第11号までの該当性
規則第58条第4項第11号（埋立地管理区域）に該当

福岡県告示第209号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づ

き、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小 川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代4月号	雑誌15183-04	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント4月号	雑誌15115-4	マイウェイ出版株式会社	

福岡県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	宗 像 玄 海 線	前	宗像市稲元二丁目310番2先から 宗像市東郷三丁目1142番1先まで	10.5 ～ 34.0	165.0
			後	宗像市稲元二丁目310番2先から 宗像市東郷三丁目1142番1先まで	10.5 ～ 34.0	

福岡県告示第211号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第6条第1項第1号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第4項において準用する第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び糸島市建設都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定した土地の名称
糸島市志摩吉田地区
- 2 指定した土地の区域
糸島市志摩吉田の一部

福岡県告示第212号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第6条第1項第1号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第4項において準用する第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び糸島市建設都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定した土地の名称
糸島市大門地区
- 2 指定した土地の区域
糸島市大門の一部

福岡県告示第213号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項

の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 伏原3
- 2 区域の所在地 田川郡福智町大字赤池
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から20号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と20号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
田川郡福智町大字赤池	367番39	1号、2号
	367番35	3号から7号まで
	367番7	8号から10号まで
	389番5	11号、12号
	377番1	13号
	376番地先道路敷	14号
	375番3地先道路敷	15号
	371番117地先道路敷	16号
	371番116地先道路敷	17号
	371番122地先道路敷	18号
	367番13	19号
	367番40	20号

福岡県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	岡垣海線	前	宗像市神湊454番7先から 宗像市神湊487番2先まで	7.0 ～ 10.0	238.7

			後	宗像市神湊454番7先から 宗像市神湊487番63先まで	10.0 ～ 19.3	137.5
--	--	--	---	---------------------------------	-------------------	-------

福岡県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	岡垣海線	宗像市神湊454番7先から 宗像市神湊487番63先まで

福岡県告示第216号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川上高屋字屋敷ノ上1010、1011、字古鹿ノ迫1014、1017、1018、1020から1028まで、1030、1033から1035まで、1037、1038、1049から1056まで、1057の1、字大谷1061、1068の2、字椎木サヤ1069の1、1069の2、1075の2、1077
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	筑紫野古賀線	糟屋郡久山町大字山田3011番3先から 糟屋郡新宮町大字的野737番31先まで

福岡県告示第218号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年11月6日福岡県告示第873号夜須都市計画下水道事業夜須公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

筑前町

2 都市計画事業の種類及び名称

朝倉筑前都市計画下水道事業夜須公共下水道

3 事業施行期間

平成6年6月15日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成27年11月6日福岡県告示第873号の事業地同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年11月25日福岡県告示第974号大牟田都市計画下水道事業大牟田公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

昭和33年1月16日から平成33年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成26年11月25日福岡県告示第974号の事業地同じ

(2) 使用の部分

平成26年11月25日福岡県告示第974号の事業地同じ

公 告

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス

事業者の指定をしたので、同法第78条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のように公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
訪問介護	4072200977	シルバートライ訪問介護	株式会社SILVER TRY	H29. 3. 1
		朝倉市堤955番地27		
〃	4073401301	訪問介護ステーションモア	合同会社MORE	H29. 3. 1
		太宰府市青葉台一丁目18-3-101号		
〃	4073501282	訪問介護事業所 ユーケア	有限会社ワイドビジョン	H29. 3. 1
		糸島市高田四丁目24番43号		
〃	4074200603	ボヌール32訪問介護	株式会社フォレストブック	H29. 3. 1
		糟屋郡新宮町上府1107-1		
訪問看護	4067390080	はるかぜ訪問看護ステーション	YMG株式会社	H29. 3. 1
		京都郡みやこ町犀川本庄334番地1		
通所介護	4072301148	宅老所はるさん家	株式会社はるさん介護	H29. 3. 1
		八女市本町2-264		
〃	4072801311	九州介護サービス たいよう	有限会社 酒のこがね屋	H29. 3. 1
		中間市中央一丁目17-1		
〃	4073501290	デイサービス こころ	株式会社こころ	H29. 3. 1
		糸島市波多江駅南二丁目13-25		

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のように公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
訪問介護	4071803607	ハートケア ここあ	有限会社 フレンズ	H29. 2.28
		飯塚市枝国501-10		
〃	4071803664	社会保険二瀬病院ヘルパーステーション	一般社団法人 福岡県社会保健医療協会	H29. 2.28
		飯塚市伊川1243番地1		
〃	4074200470	訪問介護事業所ひまわり福岡北	株式会社エヌ・ビー・ラボ	H29. 2.28
		古賀市天神七丁目8-13ファミュー鈴木105		
〃	4079100204	特定非営利活動法人福祉サービス・コアラ	特定非営利活動法人福祉サービス・コアラ	H29. 3. 1
		みやま市高田町北新開702番地		

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定をしたので、同法第115条の10第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により、次のように公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
介護予防訪問介護	4072200977	シルバートライ訪問介護	株式会社SILVER TRY	H29. 3. 1
		朝倉市堤955番地27		

〃	4073401301	訪問介護ステーションモア 太宰府市青葉台一丁目18-3-101号	合同会社MORE	H29. 3. 1
〃	4073501282	訪問介護事業所 ユーケア 糸島市高田四丁目24番43号	有限会社ワイドビジョン	H29. 3. 1
〃	4074200603	ボヌール32訪問介護 糟屋郡新宮町上府1107-1	株式会社フォレストブック	H29. 3. 1
介護予防訪問看護	4067390080	はるかぜ訪問看護ステーション 京都郡みやこ町犀川本庄334番地1	YMG株式会社	H29. 3. 1
介護予防通所介護	4072801311	九州介護サービス たいよう 中間市中央一丁目17-1	有限会社 酒のこがね屋	H29. 3. 1
〃	4073501290	デイサービス ころ 糸島市波多江駅南二丁目13-25	株式会社ころ	H29. 3. 1

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により、次のように公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
介護予防訪問介護	4071803607	ハートケア ここあ 飯塚市枝国501-10	有限会社 フレンズ	H29. 2.28

〃	4071803664	社会保険二瀬病院ヘルパーステーション 飯塚市伊川1243番地1	一般社団法人 福岡県社会保健医療協会	H29. 2.28
〃	4079100204	特定非営利活動法人福祉サービス・コアラ みやま市高田町北新開702番地	特定非営利活動法人福祉サービス・コアラ	H29. 3. 1
介護予防通所介護	4071901427	デイサービスセンター見立 田川市弓削田3155番地	有限会社西日本在宅介護センター	H29. 2.28
〃	4073100788	小梅デイサービス 春日市一の谷一丁目143番地1	翔誠合同会社	H29. 2.28
〃	4073201115	デイサービス 山母子 大野城市畑ヶ坂一丁目10番22号	合同会社ラポールほのほの	H29. 2.28

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定をしたので、同法第85条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により、次のように公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
居宅介護支援	4073501266	ケアプランセンター はなまる 糸島市篠原西一丁目10番12号	株式会社福美	H29. 3. 1
〃	4073501274	前原中央ケアプランサービス 糸島市前原中央三丁目17番1号	伊都ケアサービス株式会社	H29. 3. 1

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により、次のように公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
居宅介護支援	4074500549	ケアプランサービス遊里の会 福津市宮司二丁目13番18号	有限会社松岡	H29. 2.28

公告

城島町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
原 昭	久留米市城島町原中牟田568番地1
澁田 勝元	久留米市城島町江上本1079番地5

公告

福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第48条第4項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 不利益処分根拠となる法令の条項
福岡県漁業調整規則第48条第1項及び第50条第1項
- 聴聞の期日及び場所

平成29年4月14日 午前10時00分

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟4階
海区漁業調整委員会室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号812-8577（福岡県庁）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成29年3月6日糸島市告示第35号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成29年3月6日糸島市告示第34号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により糸島市から送付のあつ

た次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（平成29年3月6日糸島市告示第33号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により朝倉市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

朝倉筑前都市計画準防火地域の変更（平成29年3月3日朝倉市告示第26号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により朝倉市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

朝倉筑前都市計画用途地域の変更（平成29年3月3日朝倉市告示第25号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により市町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

変更前の都市計画区域の名称の欄に掲げるそれぞれの都市計画区域の名称を、変更後

の都市計画区域の名称の欄に掲げるそれぞれの都市計画区域の名称に変更したことに伴い、各市町において都市計画の名称が変更されたもの

変更前の都市計画区域の名称	変更後の都市計画区域の名称	各市町における都市計画の名称の変更の告示		
		市町名	告示日	告示番号
福岡都市計画区域	福岡広域都市計画区域	福岡市	平成29年1月26日	福岡市告示第13号
		大野城市	平成29年1月24日	大野城市告示第2号
		春日市	平成29年1月24日	春日市告示第8号
		志免町	平成29年1月24日	志免町告示第4号
		粕屋町	平成29年1月24日	粕屋町告示第120号
古賀都市計画区域		古賀市	平成29年1月24日	古賀市告示第10号
新宮都市計画区域		新宮町	平成29年1月24日	新宮町告示第6号
久山都市計画区域		久山町	平成29年1月24日	29久山町告示第1号
篠栗都市計画区域		篠栗町	平成29年1月24日	篠栗町告示第5号
筑紫野都市計画区域		筑紫野市	平成29年1月24日	筑紫野市告示第13号
太宰府都市計画区域		太宰府市	平成29年1月24日	29太告示第1号
那珂川都市計画区域		那珂川町	平成29年1月24日	那珂川町告示第7号
福岡都市計画区域		福津市	平成29年2月28日	福津市告示第28号
宗像都市計画区域		宗像市	平成29年1月24日	宗像市告示第17号
前原都市計画区域		糸島市	平成29年1月24日	糸島市告示第13号
志摩都市計画区域	平成29年2月1日		糸島市告示第15号	
須恵都市計画区域	須恵町	平成29年1月24日	糸島市告示第13号	
宇美須恵都市計画区域	須恵町	平成29年1月24日	須告示第49号	

宇美都市計画区域		宇美町	平成29年1月24日	宇美町告示第4号
夜須都市計画区域	朝倉筑前都市計画区域	筑前町	平成29年1月24日	筑前町告示第4号
甘木都市計画区域		朝倉市	平成29年1月24日	朝倉市告示第10号
二丈都市計画区域	二丈都市計画区域	糸島市	平成29年1月24日	糸島市告示第13号
久留米都市計画区域	久留米小郡都市計画区域	久留米市	平成29年1月24日	久留米市告示第31号
小郡都市計画区域		小郡市	平成29年1月24日	小郡市告示第12号
大牟田都市計画区域	大牟田都市計画区域	大牟田市	平成29年1月24日	大牟田市告示第211号
		みやま市	平成29年1月24日	みやま市告示第7号
八女都市計画区域	筑後中央広域都市計画区域	八女市	平成29年1月24日	八女市告示第6号
黒木都市計画区域				
立花都市計画区域				
大川都市計画区域		大川市	平成29年1月24日	大川市告示第7号
瀬高都市計画区域		みやま市	平成29年1月24日	みやま市告示第7号
筑後都市計画区域		筑後市	平成29年1月24日	筑後市告示第10号
三潞都市計画区域		久留米市	平成29年1月24日	久留米市告示第29号
柳川都市計画区域		柳川市	平成29年1月24日	柳川市告示第2号
広川都市計画区域		広川町	平成29年1月24日	平成29年広川町告示第3号

北野都市計画区域	北野大刀洗都市計画区域	久留米市	平成29年1月24日	久留米市告示第30号
大刀洗都市計画区域		大刀洗町	平成29年1月24日	大刀洗町告示第51号
飯塚都市計画区域		飯塚市	平成29年1月24日	飯塚市告示第25号
稲築都市計画区域		嘉麻市	平成29年1月24日	嘉麻市告示第1号
山田都市計画区域				
直方都市計画区域		直方市	平成29年1月24日	直方市告示第10号
宮田都市計画区域		宮若市	平成29年1月24日	宮若市告示第10号
田川都市計画区域	筑豊広域都市計画区域	田川市	平成29年1月24日	田川市告示第5号
添田都市計画区域		添田町	平成29年1月24日	添田町告示第2号
川崎都市計画区域		川崎町	平成29年1月24日	川崎町告示第2号
鞍手都市計画区域		鞍手町	平成29年1月24日	鞍手町告示第2号
小竹都市計画区域		小竹町	平成29年1月24日	小竹町告示第4号
桂川都市計画区域		桂川町	平成29年1月24日	告示第2号
北九州都市計画区域	北九州広域都市計画区域	北九州市	平成29年1月24日	北九州市告示第29-1号
中間都市計画区域		中間市	平成29年1月24日	告示第12号
苅田都市計画区域		苅田町	平成29年1月24日	苅田町告示第3号
芦屋都市計画区域		遠賀広域都市計画区域	芦屋町	平成29年1月24日

水巻都市計画区域	京築広域都市計画区域	水巻町	平成29年 1 月24日	告示第 4 号
岡垣都市計画区域		岡垣町	平成29年 1 月24日	岡垣町告示第10号
			平成29年 2 月20日	岡垣町告示第16号
遠賀都市計画区域		遠賀町	平成29年 1 月24日	遠賀町告示第 9 号
行橋都市計画区域		行橋市	平成29年 1 月24日	行橋市告示第 7 号
豊前都市計画区域		豊前市	平成29年 1 月24日	豊前市告示第 2 号
吉富都市計画区域		吉富町	平成29年 1 月24日	吉富町告示第 5 号
椎田都市計画区域	築上町	平成29年 1 月24日	築上町告示第 1 号	
			築上町告示第 2 号	
			築上町告示第 3 号	
			築上町告示第 4 号	
			築上町告示第 5 号	
豊津都市計画区域	みやこ町	平成29年 1 月24日	みやこ町告示第 4 号	

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年 3 月24日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市二丈松国字実田204番 1、204番 3、204番 7、204番11から204番13まで、205番 1、205番 3、208番 1、208番 2、210番 3、210番 6、210番 9、211番 3、211番 9、334番 1、334番 4 の一部、334番 5 及び334番 6 並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糸島市二丈武51番地の 8

有限会社菊池商事
代表取締役 菊池 由和

公告

福岡県立久留米スポーツセンター条例（昭和49年福岡県条例第20号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金を承認したので、同条第 4 項の規定により次のように公示する。

平成29年 3 月24日

福岡県知事 小 川 洋

1 名称

福岡県立久留米スポーツセンター

2 位置

久留米市東櫛原町173番地

3 利用料金の承認年月日

平成29年 3 月24日

4 利用料金

(1) 陸上競技場

区 分			4 時間以内	4 時間を超えて 8 時間以内	超過 1 時間 ごと	
競技場	占用使用	入場料を 徴収しない 場合	児童生徒 一 般	3,280 円 8,150 円	6,450 円 16,190 円	850 円 2,030 円
		入場料を 徴収する 場合		32,390 円	64,780 円	6,450 円
	個人使用	児童生徒 一 般	単 券	40 円 50 円	回数券 (11 枚)	400 円 500 円
附属施設	会 議 室	1 時間 につき			150 円	
	合 宿 所	児童生徒	1 泊	1 人	320 円	
		一 般		1 人	480 円	
浴 室	1 回				810 円	

(2) 補助競技場

区 分		4時間以内	4時間を超えて 8時間以内	超過1時間 ごと	
競技場	占 用 使 用	児童生徒	850円	1,580円	210円
		一 般	3,280円	6,450円	810円
	個 人 使 用	児童生徒	無 料		
		一 般	無 料		

(3) テニスコート

区 分		金 額				
競技場	占用使用1面	2時間以内 480円				
	個 人 使 用	児童生徒 2時間以内	単 券	100円	回数券 (11枚)	1,000円
		一 般 2時間以内		190円		1,900円

備考

- 「占有使用」とは競技大会、講習会その他催物等において、施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- 「児童生徒」とは小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童生徒以外の者をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

種 類	設備・器具名	単 位	利用料金
陸上競技場	放送設備	一式 1日	1,210円
	ロッカー	1回	20円
	湯沸し設備	1日	360円
	競技用器具	一式 1日	1,210円
	天幕	1張 1日	120円
	長机	1脚 1回	20円
	椅子	1脚 1回	10円

テニスコート	全自動電気計時装置	一式 1日	3,130円
	放送設備	一式 1日	1,210円
	湯沸し設備	1日	360円
	競技用器具	一式 1日	1,210円
	天幕	1張 1日	120円
	長机	1脚 1回	20円
	椅子	1脚 1回	10円

4 利用者（アマチュアスポーツのために利用する場合を除く。）が利用の際第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合は、この表に掲げる額に、最高額の入場料又はこれに相当する料金に100を乗じて得た額に利用日数を乗じて得た額とする。

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県立スポーツ科学情報センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小 川 洋

- 名称
福岡県立スポーツ科学情報センター
- 位置
福岡市博多区東平尾公園二丁目1番4号
- 利用料金の承認年月日
平成29年3月24日
- 利用料金

(1) 個人使用の場合

種 類	単 位	区 分	料金（1人）
-----	-----	-----	--------

アリーナ	2時間	一般	310円
		児童生徒	150円
トレーニング室	2時間	一般	360円
		児童生徒	180円
クライミングウォール	2時間	一般	300円
		児童生徒	150円
ボルダリングウォール	2時間	一般	300円
		児童生徒	150円

(2) 占用使用の場合

種類	時間	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合
メインアリーナ	9時から12時まで	8,460円	25,400円	110,070円
	13時から17時まで	11,280円	33,870円	146,770円
	18時から21時まで	10,660円	31,980円	138,610円
	9時から17時まで	19,750円	59,270円	256,850円
	13時から21時まで	21,950円	65,850円	285,390円
	9時から21時まで	30,420円	91,260円	395,470円
	サブアリーナ	9時から12時まで	4,070円	12,230円
13時から17時まで		5,430円	16,300円	70,660円
18時から21時まで		5,120円	15,360円	66,590円
9時から17時まで		9,510円	28,530円	123,670円
13時から21時まで		10,550円	31,670円	137,260円
9時から21時まで		14,630円	43,900円	190,260円

多目的アリーナ	9時から12時まで	3,760円	11,280円	48,920円
	13時から17時まで	5,010円	15,050円	65,230円
	18時から21時まで	4,700円	14,110円	61,150円
	9時から17時まで	8,780円	26,340円	114,150円
	13時から21時まで	9,720円	29,160円	126,380円
	9時から21時まで	13,480円	40,450円	175,310円
クライミングウォール	9時から12時まで	2,760円	8,300円	35,990円
	13時から17時まで	3,690円	11,070円	47,990円
	18時から21時まで	3,480円	10,450円	45,320円
	9時から17時まで	6,460円	19,380円	83,980円
	13時から21時まで	7,170円	21,530円	93,310円
	9時から21時まで	9,940円	29,840円	129,310円
	ボルダリングウォール	9時から12時まで	1,530円	4,610円
13時から17時まで		2,050円	6,150円	26,660円
18時から21時まで		1,940円	5,840円	25,320円
9時から17時まで		3,580円	10,760円	46,650円
13時から21時まで		3,990円	11,990円	51,990円
9時から21時まで		5,530円	16,610円	71,980円

(3) 宿泊室

種類	単位	区分	料金(1人)
宿泊室(洋室)	1泊	一般	3,130円
		児童生徒	1,560円
宿泊室(和室)	1泊	一般	1,350円
		児童生徒	670円

(4) 附属施設

施設名	料金
会議室	1時間につき 460円
第1研修室	1時間につき 460円
第2研修室	1時間につき 360円
第3研修室	1時間につき 880円
第4研修室	1時間につき 990円
和室	1時間につき 670円
視聴覚室	1時間につき 940円

備考

- 「占有使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

種別	単位	利用料金	備考
得点表示盤	一式1回(1日)	2,500円	移動式
放送設備	一式1回(1日)	3,130円	
掲示板支持装置A	1平方メートル1回(1日)	3,130円	スポーツ大会の場合(長期継続使用の場合を除く。)
	1平方メートル1回(1日)	6,270円	スポーツ大会以外の場合(長期継続使用の場合を除く。)

掲示板支持装置B	1平方メートル1回(1日)	1,040円	長期継続使用の場合
バレーボール用フロアコート	一式1回(1日)	67,000円	
テニス用フロアコート	一式1回(1日)	40,030円	
バドミントン用フロアコート	一式1回(1日)	15,990円	
いす	1脚1回(1日)	120円	観客用折りたたみいす
フロアシート	1枚1回(1日)	810円	
コインロッカー	1回	50円	

(備考) この表において「長期継続使用」とは、1か月以上の使用をいう。

- 占有使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときの額は、当該使用区分の額に、次に掲げる額を加算する。

区分	利用料金
電気	実費相当額
冷暖房	実費相当額

- 占有使用の場合、本部室及び放送室並びに放送設備を使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。
- 占有使用の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用する場合の額は、当該使用区分の額の2割増とする。
- 使用時間を超過したときの額は、個人使用の場合、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額とし、占有使用の場合、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。
- 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された30人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の2割引とする。

8 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。

9 「児童生徒」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、児童生徒以外の者をいう。

10 メインアリーナ及び多目的アリーナは、2分の1又は4分の1の面積で、サブアリーナ及び和室は、2分の1の面積で使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ2分の1、4分の1とする。

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県立総合プールの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県立総合プール

2 位置

福岡市博多区東平尾公園二丁目1番3号

3 利用料金の承認年月日

平成29年3月24日

4 利用料金

(1) 個人使用の場合

種類	期間	単位	区分	料金（1人）
プール	7月1日から9月30日まで	1回	一般	550円
			生徒	330円

	10月15日から翌年6月30日まで (25メートルプールのみ)	1回	児童	220円
			一般	780円
			生徒	440円
スケートリンク	11月1日から翌年4月10日まで	1回	一般	1,070円
			生徒	770円
			児童	570円

ただし、プールにおいて1回あたりの利用時間が2時間以内の場合は次のとおりとする。

種類	期間	単位	区分	料金（1人）
プール	7月1日から9月30日まで	1回	一般	410円
			生徒	310円
			児童	210円
	10月15日から翌年6月30日まで (25メートルプールのみ)	1回	一般	410円
			生徒	310円
			児童	210円

(2) 占用使用の場合

種類	期間	時間	50メートルプール スケートリンク			25メートルプール		飛込プール		
			アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合
プール	5月20日から9月30日まで (25メートルプールにあっては、7月1日から9月30日まで)	9時から13時まで	49,210円	147,650円	295,300円	33,550円	100,670円	1時間につき 5,590円	1時間につき 16,770円	1時間につき 33,550円
		13時から17時まで	49,210円	147,650円	295,300円	33,550円	100,670円			
		17時から21時まで	61,520円	184,560円	369,120円	41,380円	124,160円			
		9時から17時まで	98,430円	295,300円	590,600円	67,110円	201,340円			
		13時から21時まで	110,730円	332,210円	664,430円	74,940円	224,830円			
		9時から21時まで	159,950円	479,860円	959,730円	108,500円	325,500円			
	10月15日から翌年6月30日まで	9時から13時まで				50,330円	151,000円			
		13時から17時まで				50,330円	151,000円			
		17時から21時まで				62,630円	187,920円			
		9時から17時まで				100,670円	302,010円			
		13時から21時まで				112,970円	338,920円			

スケートリンク	11月1日から翌年4月10日まで	9時から21時まで				163,310円	489,930円			
		9時から13時まで	64,870円	194,630円	389,260円					
		13時から17時まで	64,870円	194,630円	389,260円					
		17時から21時まで	81,650円	244,960円	489,930円					
		9時から17時まで	129,750円	389,260円	778,520円					
		13時から21時まで	146,530円	439,600円	879,200円					
		9時から21時まで	211,410円	634,230円	1,268,460円					

(3) 附属施設

施設名	料金
会議室	1時間につき 550円

備考

- 「占用使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

種別	単位	利用料金	備考
電光掲示板	一式1回(1日)	13,420円	固定式
電光掲示板	一式1回(1日)	6,710円	移動式
自動計時装置	一式1回(1日)	3,350円	タッチボード等
水球用35秒計	一式1回(1日)	3,350円	
放送設備	一式1回(1日)	3,350円	
水泳競技用具	一式1回(1日)	3,350円	競技種目別
ペースタイマー	一式1回(1日)	3,350円	
審判台	1組1回(1日)	1,110円	水球用
掲示板支持装置A	1平方メートル1回(1日)	3,350円	スポーツ大会の場合(長期継続使用の場合を除く。)

掲示板支持装置A	1平方メートル1回(1日)	6,710円	スポーツ大会以外の場合(長期継続使用の場合を除く。)	広告掲示物の掲出を含む。1平方メートル未満の端数は、切り上げる。
掲示板支持装置B	1平方メートル1回(1日)	1,110円	長期継続使用の場合	
アイスホッケーゴールポスト	一式1回(1日)	3,350円		
コインロッカー	1回	50円		

(備考) この表において「長期継続使用」とは、1か月以上の使用をいう。

- 占用使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときの額は、当該使用区分の額に、次に掲げる額を加算する。

区分	利用料金
電気	実費相当額
冷暖房	実費相当額

- 占用使用の場合、競技役員室、選手招集室及び放送室並びに放送設備及びコースロープを使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。
- 占用使用の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を使用する場合の額は、当該使用区分の額の2割増とする。
- 占用使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。
- 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された30人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の2割引とする。
- 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。
- 「児童」とは幼児及び小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を

含む。)又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の生徒及びこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、児童及び生徒以外の者をいう。

10 保護者が同伴する児童については、保護者1人につき、当該児童1人を無料とする。ただし、団体で使用する場合を除く。

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例(昭和63年福岡県条例第21号)第9条第2項の規定に基づき、福岡県馬術競技場の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県馬術競技場

2 位置

古賀市筵内564番地

3 利用料金の承認年月日

平成29年3月24日

4 利用料金

(1) 個人使用の場合

区 分	2時間以内	超過1時間ごと
児 童 生 徒	890円	440円
一 般	1,340円	670円

(2) 占用使用の場合

区 分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
馬場馬術競技場	7,270円	7,270円	14,540円
障害馬術競技場	14,540円	14,540円	29,080円
覆い馬場	11,740円	11,740円	23,480円

(3) 既舎

1房につき1日 1,110円

(4) 附属施設

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
会 議 室	1,110円	1,340円	2,460円
研 修 室	2,230円	2,790円	5,030円

備考

- 「児童生徒」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)の児童及び中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、児童生徒以外の者をいう。
- 「占用使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 占用使用の場合、審判棟並びに放送設備及び障害物を使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。
- 占用使用及び附属施設使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

久留米小郡都市計画地区計画の決定(平成29年3月3日小郡市告示第41号)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字酒殿字奥小路1364番1から1364番14まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市南区向新町二丁目5番16号
昭栄建設株式会社
代表取締役 中村 悦治

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市干潟字大牟田1316番5の一部、1316番7から1316番9まで、1319番1、1319番5の一部、1319番7の一部、1319番10、1319番13、1320番3の一部、1320番4、1320番6、1320番7、1347番5及び1347番9、字猿山1587番6、1587番8、1587番9、1604番14、1613番6及び1622番3並びに字下井牟田1630番1、1630番5及び1630番6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
小郡市小郡255番地1
小郡市
小郡市長 平安 正知

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

平成29年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宮若市磯光字高尾1317番92、1317番107及び1317番115から1317番130まで並びに字榎木1671番2及び1671番21から1671番34まで並びに鶴田字岩河内2026番2、2026番8から2026番14まで、2041番7、2041番8、2046番9、2046番51、2046番242から2046番445まで及び2051番12から2051番17まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宮若市宮田29番地1
宮若市
宮若市長 有吉 哲信

海区漁業調整委員会

公告

ビゼンクラゲの採捕制限に係る漁業調整委員会の指示案について、次のとおり意見を募集します。

平成29年3月24日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

- 1 意見募集期間
平成29年3月24日から平成29年4月24日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。